

## 平成18年度における意見公募手続等の施行の状況について（ポイント）

平成20年 8月

## 行政手続法に基づく意見公募手続等の状況

## 実施件数

平成18年度に、行政手続法に基づき行われた意見公募手続（準じた手続等を含む。）の案件数は761件〔対象となった命令等の数は1,374〕であった。

	案件数	公布・決定等された命令等の数(注1)				
		政 令	府省令等	告 示	審査基準等	合 計
意見公募手続( 1 ) (注2)	749	125	480	466	262	1,333
意見公募手続に準じた手続( 2 )	1	-	2	-	-	2
施行前意見公募手続( 3 )	11	5	14	17	3	39
合 計	761	130	496	483	265	1,374

- ( 1 ) 行政手続法第39条第1項に基づき、命令等制定機関（各府省等）が実施した意見公募手続
- ( 2 ) 行政手続法第40条第2項に基づき、命令等制定機関（各府省等）の委員会等が実施した意見公募手続に準じた手続
- ( 3 ) 平成18年3月31日以前（行政手続法の一部を改正する法律（平成17年法律第73号）施行前）に、同法附則第2条第1項に基づき、命令等制定機関（各府省等）が実施した意見公募手続
- (注1) 1回の意見公募手続で複数の命令等の案を対象にすることがあるため、公布・決定等された命令等の数は意見公募手続の案件数より多くなる。
- (注2) うち8件は意見公募手続を実施したが命令等は公布・決定等しなかった。

## 意見提出期間

全体の93.8%に当たる714件で30日以上となっており、概ね行政手続法の原則に沿った意見提出の機会が確保されている。

## 提出された意見数

「なし：358件」、「1～10：275件」、「11～500：121件」、「501以上：7件」となっており、過半数の案件において意見の提出があった。提出された意見の総数は16,058、1案件当たりでは約21の意見の提出があった。

## 提出意見の反映状況

提出された意見が反映された案件は90件となっており、命令等を公布・決定等し結果を公示した案件のうち意見提出があった356件の25.3%を占めている。

## 意見公募手続を実施せずに命令等を制定した場合における趣旨等の公示状況

平成18年度に、行政手続法第39条第4項各号に該当するため、意見公募手続を実施せずに公布・決定等が行われた命令等の数は469（政令：69、府省令等：183、告示：162、審査基準等：55）であった。

このうち、平成19年3月31日までに公布・決定等した命令等の趣旨、意見公募手続を実施しなかった理由等の公示が行われた命令等の数は全体の73.8%に当たる346、案件数は275件であった。

## 行政手続法の適用除外となる命令等の状況

平成18年度に、意見公募手続を実施せずに公布・決定等された命令等の数は497であり、その内訳は以下のとおりであった（複数該当あり）。

- ・第3条第2項各号に該当するものが140
- ・第4条第4項各号に該当するものが287
- ・行政手続法の一部を改正する法律附則第2条第2項に該当するものが71

## 任意の意見募集の状況

### 実施件数

平成18年度に、行政手続法において意見公募手続等が義務付けられない事項について、各府省等が意見公募手続等に準じて、任意に意見募集を行った案件は397件であった（意見募集の開始及び終了が平成18年度中であったもの）。

### 提出された意見数

「なし：88件」、「1～10：133件」、「11～500：171件」、「501以上：5件」となっており、8割近くの案件において意見の提出があった。提出された意見の総数は18,967、1案件当たりでは約48の意見の提出があった。

### 提出意見の反映状況

提出された意見が反映された案件は135件となっており、結果を公示した案件のうち意見提出があった261件の51.7%を占めている。